

事件番号 平成28年（行ウ）第161号、平成29年（行ウ）第43号  
令和4年（行ウ）第35号、同第49号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下照幸 外72名  
被告 国

## 準備書面（89）の要旨の陳述

2022（令和4）年6月30日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

### 第1 本準備書面の意味

本書面では、2022（令和4）年3月から同5月までの新聞記事にされた本訴訟や本件原発に関係する出来事と、それがどの様に本訴訟に関係するののかにつき、要点をまとめて述べることに致します。

### 第2 本訴訟と関係する出来事

#### 1 本件原発に関する問題性

- (1) 2月、三菱電機が原発等に出荷した変圧器で虚偽のデータを記入するなど不正をしていた問題で、漆間社長は不正が続いた理由は調査中と説明を避けてきましたが、問題の変圧器は、関西電力の美浜原発で1台、高浜原発で5台、大飯原発で5台使われていることが判明しました（甲G1178）。

#### 2 原発及びその関係施設のトラブル

- (1) 3月16日夜に宮城・福島両県で震度6強を観測した地震で、東北にある3原発では、使用済み核燃料プールで一時、冷却機能が止まりました。

福島第1原発では、1号機のプールの冷却水をためるタンクの水位が低下したため、核燃料を冷やす起動が一時停止し、原子炉格納容器の圧力が地震前より下がり、同5号機のプールの冷却システムも一時停止し、処理水や汚染水を保管しているタンク計85基にずれが見つかりました。

また、福島第2原発では、1、3号機のプールの冷却用ポンプが一時停止

し、1号機の原子炉建屋の壁面にあるパネルが変形し、こぶし1つ分の隙間  
ができたとのことです（甲G1163）。

- (2) 4月、火災警報システム製造の日本フェンオールが、火災感知器など9633  
台で製造・検査で承認時とは異なる部品を一時使用するなどの不正行為があ  
ったと発表しましたが、このうち4025台が、福島第一原発で430台、柏崎  
刈羽原発では2～7号機の建屋に計3595台使われていることが判明しまし  
た（甲G1166）。

### 3 原発（及びその関連施設）が持つ問題性

- (1) 3月、ウクライナに侵攻したロシア軍が欧州最大級のザポロジエ原発等を  
攻撃したこと（後述）。
- (2) 3月、自治体などがまとめる被ばくから住民を守る最後のとりでとなる重  
要な意味を持つ避難計画ですが、その実効性を高めるにはその内容に政府が  
責任を持つ仕組みが必要ですが、実際にはそうはなっていません。その原因  
が、原発事故直後急ごしらえで規制委員会の組織を作ったため、避難計画の  
審査に関する議論が置き去りにされていたことにあるとわかりました（甲G  
1154）。
- (3) 3月、世界最大の原発大国・米国で、高レベルの核ごみである使用済み核  
燃料の中間貯蔵施設計画が地元州や議会などの強い反対に直面していること  
（後述）。
- (4) 4月、関西電力が、原発向けに輸入したプルトニウム・ウラン混合酸化物  
（MOX）燃料の価格が、1体あたり約11億円に上ること、また価格がこの20  
年余りで2倍に膨らんでいることが財務省の貿易統計でわかりました（甲G  
1169）。
- (5) 4月、原発訴訟に携わった元裁判官の樋口英明さんの発言（甲G1172）  
（後述）。

### 4 福島第一原発事故と、未だ続くその被害

- (1) 3月、福島原発事故の除染で出た除染土などの廃棄物が福島県内の約830  
カ所で約8460m<sup>3</sup>あること等（甲G1142）（後述）。
- (2) 3月、原発避難者のうち自主避難者でも帰還する人が増えているようです  
が、背景には、放射線量低下を理由に福島県が17年3月、災害救助法に基  
づく借り上げ住宅の無償提供を打ち切ったことにあります。原発事故がなけ  
れば苦勞することもなかった自主避難者に、日本社会は冷淡で、「勝手に避  
難した。困窮は自己責任」「嫌なら福島に帰れ」との心ない言葉がネット上  
にあふれており、「避難するならご勝手に」と言わんばかりに自主避難者を

顧みない政府の姿勢が、社会の冷たさを助長しています（甲G 1 1 5 3）。

- (3) 3月、福島第一原発の1～4号機西側にある広大なタンクエリアに保管されている「濃縮廃液」が強烈な放射線を放っており、壁の内側では最大毎時800マイクロシーベルトもあり、その場に1時間20分もいれば、一般人の年間被ばく限度に達するレベルのものとなっています。

また、泥状の廃液が200立方メートル、その上澄み水が9000トンにもなり、東電は23年度から試験的な処理を始める計画ですが、手法の検証すら始まっていません（甲G 1 1 5 5）。

- (4) 3月、原発事故後、福島県内の除染で出た汚染度と廃棄物は1700万立方メートルを超え、国は放射性物質の濃度が比較的低い汚染土を「資源」として公共事業や農地に再利用したい考えですが、一方、受け入れ先の確保が難しく、福島を除く46都道府県知事にアンケートしたところ、「受け入れてもよい」と答えた知事は1人もいませんでした。

また、原発事故の放射能汚染は広範囲に及び、福島県以外の岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の7県で除染された汚染土が約3万カ所で現場保管され、住民らから心配する声もあがっています（甲G 1 1 5 8）。

- (5) 3月、福島第一原発1～3号機には、溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）があり、放射線量が高すぎて人は近づけず、ロボットを使って取り出す計画ですが、除染ロボットの不具合で現実には12日間行って除染できた面積は約2.1平方メートル、建屋1階の天井全体の面積の1%にもなりませんでした。

また、廃炉関連事業にこれまで3571億円もの国費が投入されています（甲G 1 1 5 9）。

- (6) 3月、原子炉建屋内の放射線量を低減させるための除染ロボットが、2013年度から約17億円が拠出されて始まりましたが、現場での試験中に生じた機器の不具合などでほぼ使い物にならず、開発は17年度に終わりました。

福島第1原発事故から11年、事故処理に投じられる巨額の費用は、原発に潜むリスクを警告しています（甲G 1 1 6 0）。

- (7) 4月、福島第一原発の処理水の海洋放出を巡り、全国漁業協同組合連合会（全漁連）の岸会長は、岸田首相に対し、「いささかも反対の立場に変わりはない」と伝えています（甲G 1 1 7 0）。

- (8) 4月、原発の廃炉後などに放射性廃棄物となる大型機器3種類が、全国原発に計5万7230トン（3月末時点）あり、それらが日本では処分方法が決まっていなかったり、海外処理の対象となるものが大量にあることがわかりました（甲G 1 1 7 3）。

- (9) 4月、福島第一原発の汚染水対策の「切り札」として導入された凍土壁において、凍っているはずの地中の温度が13度まで上昇したり、凍結管を流れる冷媒が14トンも漏れる等のトラブルが相次いで、費用も膨らみ続けていることがわかりました（甲G1174）。

## 5 原発推進側の原発維持のための問題のある対応や施策等

- (1) 3月、経産省と復興庁が作成したチラシで、福島第一原発の処理水について「人間が食べたり、飲んだりしても健康に問題のない安全な状態」と紹介され、処理水が含む放射性物質のトリチウムについて「健康への影響が心配ありません」「世界でも既に海に流しています」などとする記述がありました。このため、東北沿岸の自治体では、チラシの配布差し止めや回収などの動きが起きました（甲G1143）。
- (2) 3月、政府は2021年秋にエネルギー基本計画を3年ぶりに改定しましたが、原子力については旧計画をほぼそのまま踏襲し、抜本的な議論を避けたため、この国の「エネルギーのかたち」は今なお見えていません（甲G1157）。

## 6 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと

- (1) 3月、東急電鉄が、4月1日から全8路線で電車の運行に使う全ての電力を実質、再生可能エネルギーに置き換えると発表しました。全路線で再生可能の電気を使うのは国内で初めてのことです（甲G1165）。
- (2) 4月、気候変動対策に積極的な企業206社が加盟する「日本気候リーダーズ・パートナーシップ」（JCLP）の共同代表、山下リコー社長らは、再生可能エネルギーの最大限の活用など、重点課題として、国主導による送配電網の整備や洋上風力産業の早期拡大、耕作放棄地での太陽光発電の活用を挙げました（甲G1171）。
- (3) 4月、JFEエンジニアリングと中部電力、東邦ガスら4社が、田原市に年間発電電力量は約7.7億kWh、一般家庭約25万世帯分に相当する国内最大級の木質バイオマス発電所「田原バイオマス発電所」を建設すると発表しました（甲G1175）。

## 7 原発に関する裁判等

- (1) 3月、福島第一原発事故で避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた集団訴訟のうち、福島、群馬、千葉の3件で、最高裁第二小法廷が、東電の上告を退ける決定をし、東電の賠償責任が確定しましたが（甲G1148）、避難者は「あまりに時間がかかりすぎた」「心から喜べない」「長らく故郷を

追われた補償としてはなお不十分」と述べています（甲G 1 1 4 9）。

- (2) 5月、泊原発1～3号機で周辺住民ら約1200人が北電に運転差し止めや廃炉を求めた訴訟の判決で、札幌地裁は31日、「津波に対する安全性の基準を満たしていない」などとして、現在定期検査中の3基の運転差し止めを命じました（甲G 1 1 7 9、甲F 1 3 2、1 3 3）。

判決をきいた原告らは理由の朗読に何度もうなずいたり、ほほ笑んだりし、「うれしい。命を大切に作る裁判官がいて良かった。自らの安全を立証できないような会社が原発を運転するなんて恐ろしい」と万感の思いを胸にし、興奮した様子で話しました（甲G 1 1 8 0）。

### 第3 記事の特徴、まとめ

- 1 今回の新聞記事の特徴の一つは、3. 11から11年以上が経過をしても原発事故の被害は未だそのまま続いていることです。

除染土は福島県内で830カ所で約8460 m<sup>3</sup>あり（甲G 1 1 4 2）、高濃度の放射性物質を含む汚染水が1日約150 m<sup>3</sup>（ドラム缶750本相当）のペースで増えています（甲G 1 1 4 4）。福島第一原発から南西約200 kmの群馬の逢妻川の一部では、未除染の森の影響で魚の濃度が下がらず、未だイワナとヤマメの出荷制限が続いています（甲G 1 1 5 0）。

第一原発の1、2号機の間にある排気筒の根元では、線量は毎時約4.3シーベルト（2020年2月調査、1シーベルトは1マイクロシーベルトの100万倍）あり、その場に数時間いると人は確実に死ぬレベルです（甲G 1 1 5 1）。また、1号機から3号機までのメルトダウンした燃料（デブリ）の総量は、推計で880トンある一方、放射線量が高すぎて人は近づけず、デブリの取り出し準備は遅々と進んでいません。そして、政府はこれらの廃炉費用を22兆円と試算していますが、この22兆円にはごみ処理費用は含まれていないことがわかっています（甲G 1 1 5 2）。

- 2 また、特徴の2つめは、ロシアのウクライナ侵攻による原発施設への攻撃で、再度明らかになった原発の存在自体の危険性です。

実際にザポロジエやチェルノブイリ原発の施設が攻撃をされ、建物が損傷し火災も発生したようですが、稼働中の原発への史上初の軍事攻撃は大惨事を招く恐れがあり、ゼレンスキー大統領も動画メッセージで「ウクライナにある15基の原発が爆発すれば欧州は滅び、各国の国民は避難を強いられる」と切実な思いで訴えました（甲G 1 1 4 6）。

一方、我が国においても、原発施設の警備を強化してもミサイル攻撃に対応

できないのは明白で、ひとたび戦闘になると原子炉が壊れるリスクも高まることとなります。規制委の更田委員長も「軍隊による武力攻撃は想定していない」と話しており、原子力委員会で委員長代理を務めた鈴木達治郎長崎大教授も「戦争時に原発を安全に管理するのは困難だ」「原発への攻撃が許されるならば世界中の原発が攻撃されることになり、原子力の安全をめぐる根本が揺らぐ」と危惧を述べています（甲G1147、甲G1161、甲G1162）。

また、原発大国のアメリカでも、高レベル核廃棄物である使用済み核燃料の処分地が見つからず、敷地内にたまり続けているだけでなく、最終処分場を選定した西部ネバダ州ユッカマウンテンは地元の反対で頓挫したため、全米33州の停止済みを含む75の原発に約9万トンの使用済み核燃料が留め置かれ、毎年増え続けている状態が続いています（甲G1168、甲G1177）。

3 3つめは、5月30日、札幌地裁が泊原発の運転を差し止める判決を出したことです（甲F132）。この判決に意義については、弁護団が作成した「泊原発運転差止判決の意義と全国の脱原発運動にもたらす波及効果について」（甲F133）に詳しく記載されています。

ポイントを少し述べますと、

- ① 安全性を主張立証する責任は実質的には被告電力会社にあることを認めたこと
- ② 裁判所が、国の審査待ちで裁判が膠着するようなことは認めないと判断したこと。
- ③ 津波問題で初の差止判断をしたこと
- ④ 津波以外の争点について、避難問題を含めて、原告の主張立証は排斥されていないこと
- ⑤ 適切な防災計画のない場合は、それだけで運転を差し止めるべきと判断する内容となっていること。

特に、ここで強調をしたいのことの1つは、⑤の適切な防災計画のない場合は、それだけで運転を差し止めるべきとする記述があることです。これは、それだけ原発事故の被害が甚大であること、そしてその甚大な被害が現実化する可能性が大きいことを裁判所が明確に認めていることを意味します。本件原発は老朽原発ですから、その危険性は泊原発を上回るものです。

さらに、本件にとっても重要な点は、②の被告の北電が国の審査を待つて欲しいとの述べていたにもかかわらず、裁判所は行政の判断とは別個に司法としての判断は可能だとし、実際に判断をした点です。

この点は、本件訴訟においても、行政の判断に囚われずに、裁判所自身が原

発の問題性について真摯に判断をすべきということになります。

我々原告は、本件訴訟においても、この点につき、これまで次のように主張してきました。

「事故後、原子力規制委員会が創設され、原子力規制が一定程度厳格化されたことを考慮しても、新組織になったからといって、その策定に係る行政基準を留保なく承認できるかという点、そのような評価をするのは早計である。原子力行政は、文字通り取り返しのつかない失敗をしたばかりであり、さらに、エネルギー政策は国策的な側面が強く、政治的動きと無関係でいることが難しい分野であって、民間人を構成員とする若い行政委員会が、そうした渦中であってどこまで安全性を純粹に追求し続けられるのかについては率直に言って覚束ないところがある。いつの間にか新たな『安全神話』が作られないとも限らず、また、電力業界の構造からして、新行政組織が再び国会事故調査委員会のいう『規制の虜』とならない保証はない。原子力行政分野においては行政当局に対する健全な警戒心を失ってはならず、それは福島第一原発事故の最も重要な教訓というべきであろう。結果として、権力分立構造のもとで裁判所の役割が相対的に重要度を増すことになる。行政に対する信頼感は福島第一原発事故後回復したとは言い難い。行政庁の第一次的判断権の尊重というドグマは、少なくとも原発の許可に関しては適用されてはならず、司法は、行政に対する健全な警戒心を持ちつつ、積極的に処分の違法性を判断すべき」と指摘しました。

(甲F104・71頁、高浜：原告準備書面29、美浜準備書面7、25)

また、原発訴訟に携わった樋口英明さんは、元裁判官の立場から、次のように発言しています。

「人々の命と生活を守るのが司法の使命」であり、その立場から「再生可能エネルギーへの移行を加速すべきです」、「専門家の言うことだから信頼する、というのであれば、裁判官は何も見えなくなるし、考えなくなります。」「福島原発事故では「東日本壊滅」が目前であったことを忘れてはなりません。しかも「核のごみ」の問題は解決していません。」「原発は自然災害だけでなくテロリスト等の標的になった場合、過酷事故が起きる可能性が高くなります。」

「私が裁判官になったのは「裁判官は憲法と法律以外の何ものからも拘束されることなく、自らの良心に従って判断できる」と思ったからです。裁判官には、憲法の命じるところに従い、人々の命と生活を守ることに専念してほしいと思います。」とのべています(甲G1172)。

本訴訟においても、行政とは違う、裁判所としての役割を期待しています。

以上